

国立研究開発法人国立循環器病研究センター健都イメージングサポート拠点

共用研究機器利用要領

(目的)

第1条 国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下、「センター」という）が設置する健都イメージングサポート拠点（以下、「サポート拠点」という）が管理する共用研究機器の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者の資格)

第2条 共用研究機器を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 センターの役職員
- 二 センターに在籍する客員部長、研修生等
- 三 センター以外の学術研究機関に所属する者
- 四 企業等において研究開発に従事する者
- 五 その他共創研究育成センター長が認めた者

(利用の申請)

第3条 共用研究機器を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、機器予約システムまたは書面（電磁的方法を含む）にて利用者情報の登録および利用の申請を行い、サポート拠点長の承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第4条 利用者は、共用研究機器の利用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 共用研究機器を承認された目的以外に利用しないこと。
- 二 共用研究機器を第三者に利用させないこと。
- 三 共用研究機器を初めて利用する場合は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター健都イメージングサポート拠点運営細則（令和3年9月1日制定）第3条第2項に掲げる各機器の管理責任者の指示に従い事前講習を受講すること。
- 四 共用研究機器に特別の工作をし、又は現状を変更しないこと。
- 五 サポート拠点の設備等の保全に努めること。
- 六 本要領のほか、センターの規程及び関連する法令等に定められた事項。
- 七 その他管理責任者が指示する事項。

2 利用者は、共用研究機器に異常があるときは、速やかに各機器の管理責任者に報告し、その指示に従わなければならない。

(利用許可の取り消し)

第5条 サポート拠点長は、次の各号のいずれかに該当する場合、共用研究機器の利用の承認を取り消し、又は共用研究機器の利用を停止させることができる。

- 一 利用者が、この要領に違反し、又は違反するおそれがあると管理責任者が認めるとき。
- 二 利用者が、登録する利用者情報に虚偽の記載をしたとき。
- 三 センターの管理上の事由により、共用研究機器の利用に支障があると管理責任者が認めるとき。

2 前項第一号から第二号までの事由により共用研究機器の利用の承認を取り消し、又は共用研究機器の利用を停止させたことにより利用者に損害を及ぼすことがあっても、センターはその責めを負わない。

(利用負担金)

第6条 サポート拠点が管理する共用研究機器を利用する者は、別表1及び別表2に定める利用負担金を負担するものとする。

2 前項の規定に関わらず、受託解析等、別途利用負担金の定めがある場合はその定めに従うものとする。

(利用負担金の納付)

第7条 利用負担金の負担は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- 一 センターに所属する者については、センターの所定の手続きにより支払うものとする。
- 二 センター以外の機関に所属する者については、センターの発行する請求書により定められた期日までに、指定口座に振り込むものとする。

(利用後の検査)

第8条 利用者は、共用研究機器の利用を終えたとき（第5条第1項の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を停止した場合を含む。）は、管理責任者の検査を受けなければならない。ただし、管理責任者が不要と認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第9条 利用者は、その責に帰すべき事由によりサポート拠点の設備等を滅失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第10条 利用者及びサポート拠点の管理や推進に関与するセンター役職員等は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、拠点で知り得た秘密情報を、相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- 一 既に公知となっている情報
- 二 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

- 三 相手方から当該情報を入手した時点で、既に自己が保有していた情報
- 四 相手方から知り得た情報によらず、自己が独自に開発した情報
- 五 相手方から当該情報を入手後、自己の責めによらずして公知となった情報
- 六 裁判所、行政機関等の公的機関から法令に基づき開示を命ぜられた情報

(知的財産権)

第 1 1 条 利用者が共用研究機器を利用したことにより得られた知的財産権は、原則として利用者に帰属するものとする。ただし、センターの役職員による技術支援等を受けた場合又は当該知的財産権が共用研究機器もしくはセンターが予め用意した操作、運転等の方法に係るものである場合には、利用者は、センターと当該知的財産権の帰属について協議するものとする。

(要領の変更)

第 1 2 条 共創研究育成センター長は、以下の場合に利用者の同意を得ることなくこの要領を変更できるものとする。

- 一 要領の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
- 二 要領の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、設備管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による要領の変更にあたり、要領の変更をする旨及び変更後の要領の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までにホームページへの掲示又は電子メールによる通知、その他の適切な方法により、利用者に周知するものとする。

(雑則)

第 1 3 条 この要領に定めるもののほか、共用研究機器の利用に関し必要な事項は、共創研究育成センター長が定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 1 月 4 日から改正施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から改正施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 2 月 1 日から改正施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 5 月 1 8 日から改正施行する。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から改正施行する。

別表 1 共用研究機器利用負担金

(円・税込)

機器 番号	共用研究機器等名	利用者区分	単独利用 (技術支援なし)		技術支援あり	
			1時間あたり	1日あたり (連続8時間以上)	1時間あたり	1日あたり (連続8時間以上)
1	共焦点レーザー 走査顕微鏡 FV4000 (株式会社エビデント)	センター内者	400	2,500	700	5,000
		センター外者 (学術機関)	700	5,000	1,300	10,000
		センター外者 (企業等)	1,000	7,500	2,000	15,000
2	共焦点レーザー 走査顕微鏡 FV3000 (株式会社エビデント)	センター内者	200	1,300	700	5,000
		センター外者 (学術機関)	400	2,500	1,300	10,000
		センター外者 (企業等)	500	3,800	2,000	15,000
3	多光子顕微鏡 FVMPE-RS-SS-SP (株式会社エビデント)	センター内者	1,300	10,000	2,600	20,000
		センター外者 (学術機関)	2,000	15,000	4,000	30,000
		センター外者 (企業等)	3,000	22,500	6,000	45,000
4	マルチビュー ライトシート顕微鏡 MuVi SPIM (Luxendo)	センター内者	700	5,000	1,300	10,000
		センター外者 (学術機関)	1,000	7,500	2,000	15,000
		センター外者 (企業等)	1,200	10,000	2,500	20,000
5	共焦点・超解像顕微鏡 N-SIM S/N-STORM (ニコン株式会社)	センター内者	400 (共焦点・解析)	2,500 (共焦点・解析)	700 (共焦点・解析)	5,000 (共焦点・解析)
			1,100 (SIM・STORM)	8,000 (SIM・STORM)	2,200 (SIM・STORM)	16,000 (SIM・STORM)
		センター外者 (学術機関)	700 (共焦点・解析)	5,000 (共焦点・解析)	1,300 (共焦点・解析)	10,000 (共焦点・解析)
			1,400 (SIM・STORM)	11,000 (SIM・STORM)	2,500 (SIM・STORM)	2,800 (SIM・STORM)
		センター外者 (企業等)	1,000 (共焦点・解析)	7,500 (共焦点・解析)	2,000 (共焦点・解析)	15,000 (共焦点・解析)
			1,700 (SIM・STORM)	13,000 (SIM・STORM)	19,000 (SIM・STORM)	22,000 (SIM・STORM)
6	ラマン顕微鏡 (ニコン株式会社)	センター内者	1,600	12,500	3,300	25,000
		センター外者 (学術機関)	2,500	20,000	5,000	40,000
		センター外者 (企業等)	4,000	30,000	8,000	60,000
7	走査電子顕微鏡 (SEM) JSM-IT800 (日本電子株式会社)	センター内者	2,500	18,000	5,000	30,000
		センター外者 (学術機関)	3,500	22,500	7,000	45,000
		センター外者 (企業等)	4,500	30,000	9,000	60,000
8	その他電子顕微鏡関連 観察機器 ・卓上SEM JCM-7000 ・位相差顕微鏡 CKX53	センター内者	2,000	12,000	4,000	24,000
		センター外者 (学術機関)	3,000	18,000	6,000	36,000
		センター外者 (企業等)	4,000	24,000	8,000	48,000

9	高速共焦点顕微鏡 Dragonfly (アンドール・テクノロジーLtd)	センター内者	700	5,000	1,300	10,000
		センター外者 (学術機関)	1,000	7,500	2,000	15,000
		センター外者 (企業等)	1,300	10,000	2,500	20,000

※時間料金の合計が日額料金を超える場合は日額料金を上限とする。

別表 2 その他共用研究機器利用負担金

(円・税込)

機器 番号	その他共用研究機器名	利用単位	センター内者	センター外者 (学術機関)	センター外者 (企業等)
10	臨界点乾燥装置 CPD300	1 回あたり	2,000	3,000	4,000
11	オスミウムコーター Tennant20				
12	親水化装置 HD Treatment				
13	画像解析ソフトウェア ・Amira ・Dragonfly	1 日あたり	2,000	3,000	4,000
14	ウルトラミクロトーム ARTOS 3D (利用に必要なダイヤモンドナイフは 利用者が準備するものとする)				

※表中の金額は単独利用時の利用負担金とする。

技術支援を伴う場合の利用負担金は当該金額の2倍とする。